

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年12月13日

東京都作業部会確認年月日 2019年12月17日

(契約変更に伴う再確認日 2020年9月18日)

事業名 エネルギー費用（電力使用料）

案件名 選手村（宿泊棟等）の電気料金について

| 確認の視点 | 組織委員会の見解 | 備考 |
|---|---|----|
| 経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること | <ul style="list-style-type: none"> ・本件は、大会経費のうちエネルギーに係る事業であり、経費分担は平成29年5月31日の大枠合意に基づくものである。 ・さらに、パラリンピック大会時における選手村運営においても必要不可欠なものであり、大枠合意に基づき、パラ経費相当分の1/4を都が負担する妥当性がある。 <p style="color: red;">(2020年9月2日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 | |
| 事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること | <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月31日の大枠の合意において、エネルギーに係る経費は、組織委員会が負担することとなっている。 ・本件は、オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村（晴海）の宿泊棟、複合施設、運営施設で必要となる電力に係る経費を支出するものであり、選手村の運営を全面的に担う組織委員会が一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。 | |

| | | | |
|--|------------|--|--|
| <p>経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p> | <p>必要性</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本件は、組織委員会の使用期間において、宿泊棟、複合施設、運営施設に電力供給を受けるためのものであり、選手村を運営する上で必要不可欠なものである。 (2020年9月2日 契約変更に伴う追記) ・既存経費については、当初予定されていた大会終了時(2020年9月)までの予算措置で審議されており、延期に伴い契約電力の見直しを進める必要があることから、現時点で手続きを実施する必要がある。 ・大会延期に伴い、上記施設は引き続き選手村を運営する上で必要不可欠なものであり、合わせて電力供給についても当然に欠くことができないものである。 | |
| | <p>効率性</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本件に係る電気料金単価は、一般の電力会社と比較して同額または同額以下であること、また想定電力量は、各設備の電気容量及び施設の稼働状況等を踏まえて試算しており、適正である。 (2020年9月2日 契約変更に伴う追記) ・大会延期に伴い、各施設における契約容量については、これまでの実績に応じて見直しを実施し、経費縮減に努めている。 ・また、各施設の電気使用は、建物維持管理、運営準備、備品管理上、必要最低限の項目としている。 | |

| | | | |
|--|----------------------|--|--|
| | <p>納 得 性</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設である宿泊棟及び複合施設は特定建築者から2020年1月1日に引き渡しを受ける。 ・現在特定建築者が小売電気事業者と契約している電気需給契約については、支払い元の変更手続き等を経たうえで、組織委員会が直接上記電気小売事業者に使用実績に基づき経費を支出する。 ・組織委員会の使用貸借期間においても、既存の電力需給体制を継続することで、効果的かつ円滑に選手村を運営できるとともに、事務負担の軽減を図ることができるため、合理的であると考える。 ・運営施設については仮設施設として組織委員会にて整備し、2020年1月1日より運営期間に移行する。 ・現在、組織委員会で契約している仮設施設の電気需給契約については、契約期間が2019年12月31日までであり、契約満了となる。これに伴い、新たに大会パートナーであるJXTGエネルギーと運営期間の契約を再締結することで単価を見直す予定である。 <p>(2020年9月2日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、組織委員会で契約している仮設施設の電気需給契約については、契約期間が2020年12月31日までである。そのため、現在、大会パートナーであるENEOS(株)と契約内容の変更について協議を実施している。 | |
|--|----------------------|--|--|

| | | |
|---------------------------------------|---|--|
| <p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本件は、パラリンピック大会時における選手村運営においても必要不可欠なものであり、大枠合意に基づく公費負担の対象として適切といえる。 ・現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため組織委員会負担とする。 <p>(令和2年1月8日追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会経費の都の枠内であることを確認した。引き続き、全体経費の縮減に努める。 <p>(2020年9月2日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図る。 ・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 | |
|---------------------------------------|---|--|

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。